

規則・規程の改定一覧

該当規則・規程	該当条項	旧条文	新条文	補足
標準化委員会規則	第5条5項	(なし)	前2項の規定にかかわらず、審議において委員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、審議を可決する旨の委員会決議があったものとみなす。	書面または電磁的方法による審議を可能にしました。
	第7条1項	本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、事務局が議事録として記録する。	本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、委員会が議事録として記録する。	議事録は委員会が作成することとしました。
	第7条2項	事務局が委員会に出席出来ないときは、委員長が議事録作成者を指名する。	議事録作成者は、委員長が指名する。	同上。
広報委員会規則	第6条1項	本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、事務局が議事録を作成する。	本委員会の審議の結果は、委員会が議事録を作成する。	議事録は委員会が作成することとしました。
	第6条2項	事務局が委員会に出席出来ないときは、委員長が議事録作成者を指名する。	議事録作成者は、委員長が指名する。	同上。
医療情報標準化指針申請の取扱に関する規則	第9条	標準化委員会は、第5条2項、第7条3項、第8条3項の結果を理事会に諮る。	標準化委員会は、第5条2項、第7条3項、第8条3項の結果を理事会に諮り、理事会は採否を決定する。	理事会は採否を決定する旨を明記しました。
審査委員会規程	第4条4項	事務局は、本委員会に出席し議事録を作成する。事務局が出席できない場合は、議長は議事録作成者を審査委員から指名する。	委員会は委員会議事録を作成する。議長は議事録作成者を審査委員から指名する。	議事録は委員会が作成することとしました。
医療情報標準化指針廃棄に関する規程	第3条	標準化委員会で廃棄が適当と判断された指針について、事務局は別紙に定めるHELICS標準化指針廃棄確認書を起案する。	標準化委員会は廃棄が適当と判断された指針について、別紙に定めるHELICS標準化指針廃棄確認書を起案する。	起案の主体を標準化委員会としました。
	第4条1項	事務局は、HELICS標準化指針廃棄確認書により指針申請団体に廃棄の確認を求める。	標準化委員会は、HELICS標準化指針廃棄確認書により指針申請団体に廃棄の確認を求める。	廃棄の確認を求める主体を標準化委員会としました。
	第4条3項	当該指針申請団体が、廃棄に不同意の場合は、事務局は反対の理由を確認し、標準化委員会に報告する。	当該指針申請団体が廃棄に不同意の場合は、標準化委員会は反対の理由を確認する。	反対理由を確認する主体を標準化委員会としました。
事務局規則	第3条4項	本法人の運営に関わる委員会委員長の了解の下に、委員会の運営の補佐を行う。また、委員会へ出席し委員会議事録を作成する。	本法人の運営に関わる委員会委員長の了解の下に、委員会の運営の補佐を行う。	事務局による議事録作成を廃止しました。
経理規則	第6条(2)費用の部	(なし)	30 業務委託費	業務委託の勘定科目を作成しました。
	第19条2項	手許現金の保有限度額は10万円とする。	(廃止)	小口現金の保有に関する上限を撤廃しました。
旅費規則	第4条1項	交通費は、航空賃または船賃、鉄道賃とし、出発地や到着地における電車賃・バス賃を含む。	交通費は、航空賃または船賃、鉄道賃とし、出発地や到着地における電車賃・バス賃を含む。	交通費の対象を広げました。
	第4条3項	航空機は、鉄道距離600キロ以上の区間において利用可能とする。なお、航空機を利用する場合は、必ず領収書を提出する。	航空機は、鉄道距離600キロ以上の区間において利用可能とする。なお、航空機を利用する場合は、必ず領収書および搭乗券を提出する。	搭乗の事実を確認することとしました。
	第4条4項	鉄道賃は、原則として運賃および普通席特急料金とする。ただし、指定席が利用できる場合は、それを含むことができる。新幹線利用の場合は、原則として普通車指定席料金とする。新幹線または特急列車を使用する場合は、運賃支払いの事実を証明する書類(領収書を含む)を提出する。	鉄道賃は、原則として運賃および普通席特急料金とする。ただし、指定席が利用できる場合は、それを含むことができる。新幹線利用の場合は、原則として普通車指定席料金とする。新幹線または特急列車を使用する場合は、運賃支払いの事実を証明する書類(領収書を含む)を提出する。	新幹線や特急の利用代支払いにエビデンスを求めることにしました。
	第4条5項	東京23区内または同一市内のみの移動については、交通費の実費は支給しない。	東京23区内または同一市内のみの移動については、交通費の実費を支給する。請求に際しては可能な限り領収書等を付す。	附近地についても交通費を支給することとしました。